

茅ヶ崎市設計違算等に関する事務取扱試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、茅ヶ崎市が発注する建設工事等（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及び建設工事に係る設計、測量又は調査の委託業務をいう。以下同じ。）に係る入札の透明性及び公平性を確保するため、設計違算等が生じた場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 設計違算等 設計違算（設計図書等における単価の誤り、数量の誤り、費用の計上漏れその他記載内容の誤り等により、設計金額に変更が生じる場合（積算数量等の不整合を除く。）をいう。）及び設計図書等、入札公告若しくは入札案件概要書等の入札に係る書類の記載又は予定価格、最低制限価格、調査基準価格若しくは失格基準価格の設定等に誤りが生じた場合をいう。
- (2) 設計図書等 入札公告から入札開始前までに公表した、設計書、図面、共通仕様書、特記仕様書その他設計に係る書類をいう。

(設計違算等が判明した場合の報告及び対応)

第3条 建設工事等を担当する課等の長（以下「工事等担当課長」という。）は、設計違算等が判明した場合は、速やかに設計違算等報告書（第1号様式）により経営総務部契約検査課長（以下「契約検査課長」という。）へ報告するものとする。

2 契約検査課が作成する入札に係る書類に設計違算等が判明した場合は、工事等担当課長が行う手続きに準じて対応するものとする。

(開札前までに設計違算等が判明した場合の取扱い)

第4条 契約検査課長は、入札公告後から開札前までに設計違算等が判明した場合は、入札手続を中止するものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合はこの限りでない。

- (1) 設計違算等による入札に係る書類の修正内容が限定され、入札参加資格を有すると想定される者（以下「入札参加想定者」という。）又は入札参加申請者全員に修正内容（あらかじめ公表されているものに限る。）を正誤表等により明確に提示できると判断できるとき。
- (2) 入札参加資格要件に変更が生じないとき（入札参加申請受付締切前である場合にあっては、入札参加資格要件の変更内容が軽微であり、入札参加想定者全員にその旨を周知するために必要な期間を確保できるときを含む。）。
- (3) 入札に係る書類の修正対応等を行い、入札手続を続行した場合に、入札の公平性が損なわれないと判断できるとき。

(4) 入札参加申請受付締切後である場合にあっては、当初設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）と設計違算等を補正して設計した設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）との差額が当初設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）の1%以内であるとき。

2 前項第1号から第3号までに該当するか否かについて判断するに当たっては、工事等担当課長と契約検査課長が協議するものとする。

第5条 工事等担当課長は、前条第1項ただし書の規定により入札手続を続行しようとするときは、所管の部局長の承認を得て、入札手続続行依頼書（第2号様式）に修正した設計図書等及び正誤表を添えて、契約検査課長に提出するものとする。

2 契約検査課長は、前項の規定により入札手続続行依頼書を受理した場合であって、あらかじめ公表されている内容に設計違算等があったときは、設計違算等及び入札手続の続行について、電話及びFAX等により、速やかに入札参加想定者又は入札参加申請者全員に周知しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、入札日程等の変更を行うことができる。

（開札後から落札決定前までに設計違算等が判明した場合の取扱い）

第6条 契約検査課長は、開札後から落札決定前までに設計違算等が判明した場合は、入札手続を中止するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当初設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）と設計違算等を補正して設計した設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）との差額が当初設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）の1%以内で、落札候補者に変更が生じない場合であって、当該設計違算等により入札の公平性が損なわれないと工事等担当課長及び契約検査課長が認めるときは、当該入札手続を続行するものとする。ただし、落札候補者に変更が生じない場合であっても、落札候補者より辞退届（第3号様式）が市長に提出された場合は、当該入札を中止するものとする。

3 前項本文の規定により入札を続行した場合における当該入札に係る契約は、落札金額で締結し、必要がある場合は、後日、設計違算等を補正して設計した設計金額に落札率を乗じた金額で変更契約を締結するものとする。

4 第1項及び第2項ただし書の規定により、入札を中止した場合の落札候補者等に対する説明は、必要に応じて、工事等担当課職員の立ち合いのもと行う。

5 疑義申立期間を設ける工事において、茅ヶ崎市建設工事の入札に係る積算疑義申立てに関する事務取扱要領（平成29年4月1日施行）に基づく積算疑義申立てが行われた場合は、当該要領に定めるとおり対応するものとする。

第7条 工事等担当課長は、前条第2項本文の規定により入札手続を続行しようとするときは、所管の部局長の承認を得て、入札手続続行依頼書に修正した設計図書等及び正誤表を添えて、契約検査課長に提出するものとする。

- 2 契約検査課長は、前項の規定により入札手続続行依頼書を受理したときは、落札候補者に対し、工事等担当課職員の立ち合いのもと設計違算等及び変更契約有無等に関する説明並びに入札手続の続行の協議を行うものとする。
- 3 契約検査課長は、前項の協議の結果、入札手続を続行するときは、電子入札システム等により、設計違算等の内容及び入札手続の続行について、速やかに入札参加者全員へ周知しなければならない。
- 4 契約検査課長は、前条の規定に基づく当該入札の対応結果について、市のホームページにより公表するものとする。

(落札決定後から契約締結前までに設計違算等が判明した場合の取扱い)

第8条 契約検査課長は、落札決定後から契約締結前までに設計違算等が判明した場合は、入札手続を中止し、及び落札決定を取り消すものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当初設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）と設計違算等を補正して設計した設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）との差額が当初設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）の1%以内で、落札者に変更が生じない場合であって、当該設計違算等により入札の公平性が損なわれないと工事等担当課長及び契約検査課長が認めるときは、当該入札手続を続行するものとする。ただし、落札者に変更が生じない場合であっても、落札者より辞退届が市長に提出された場合は、当該入札手続を中止し、及び落札決定を取り消すものとする。
- 3 前項本文の規定により入札を続行した場合における当該入札に係る契約は、落札金額で締結し、必要がある場合は、後日、設計違算等を補正して設計した設計金額に落札率を乗じた金額で変更契約を締結するものとする。
- 4 第1項及び第2項ただし書の規定により、入札を中止した場合の落札者等に対する説明は、必要に応じて、工事等担当課職員の立ち合いのもと行う。

第9条 工事等担当課長は、前条第2項本文の規定により入札手続を続行しようとするときは、所管の部局長の承認を得て、入札手続続行依頼書に修正した設計図書等及び正誤表を添えて、契約検査課長に提出するものとする。

- 2 契約検査課長は、前項の規定により入札手続続行依頼書を受理したときは、落札者に対し、工事等担当課職員の立ち合いのもと設計違算等及び変更契約有無等に関する説明並びに入札手続の続行の協議を行うものとする。
- 3 契約検査課長は、前項の協議の結果、入札手続を続行するときは、電話及びFAX等により、設計違算等及び入札手続の続行について、速やかに入札参加者全員へ周知しなければならない。
- 4 契約検査課長は、前条の規定に基づく当該入札の対応結果について、記者発表又は報道機関への情報の提供等の方法により公表するものとする。

(契約締結後に設計違算等が判明した場合の取扱い)

第10条 契約検査課長は、契約締結後に設計違算等が判明した場合は、契約の相手方と協議し、契約を解除するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、契約の相手方が契約の継続を希望する場合であって、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、契約を継続することができる。

(1) 契約を解除することによる影響又は当該契約の履行状況等を考慮すると契約を解除しがたい場合。

(2) 当初設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）と設計違算等を補正して設計した設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）との差額が当初設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）の1%以内で、契約の相手方に変更が生じない場合であって、当該設計違算等により入札の公平性が損なわれないうと工事等担当課長及び契約検査課長が認めるとき。

3 第1項の規定により、契約を解除する場合の契約の相手方等に対する説明は、必要に応じて、工事等担当課職員の立ち合いのもと行う。

第11条 工事等担当課長は、前条第2項の規定により契約を継続しようとするときは、所管の部局長の承認を得て、入札手続続行依頼書に修正した設計図書等及び正誤表を添えて、契約検査課長に提出するものとする。

2 契約検査課長は、前項の規定により入札手続続行依頼書を受理したときは、契約の相手方に対し、工事等担当課職員の立ち合いのもと設計違算等及び変更契約有無等に関する説明並びに契約の継続の協議を行うものとする。

3 前項の規定による協議に基づき契約を継続する場合であって、必要があるときは、後日、設計違算等を補正して設計した設計金額に落札率を乗じて得た金額で変更契約を締結する。

4 契約検査課長は、第2項の協議の結果、契約を継続するときは、電話及びFAX等により、設計違算等及び契約の継続について、速やかに入札参加者全員へ周知しなければならない。

5 契約検査課長は、前条の規定に基づく当該契約の対応結果について、記者発表又は報道機関への情報の提供等の方法により公表するものとする。

（中止等とした入札の再度公告入札の手続き）

第12条 第6条、第8条又は第10条の規定に基づき、中止し、又は契約を解除した入札について再度公告入札を執行する場合は、中止し、又は契約を解除した入札の設計内容を見直し、その一部を変更するものとする。

（その他）

第13条 この要領に定めがないものは、落札候補者等と協議して定める。

附 則

この要領は、令和6年1月12日から施行し、同日以降に公告し、又は指名する建設工事等から適用する。

（宛先）契約検査課長

課長

設計違算等報告書

次の建設工事等について、設計違算等が判明しましたので、茅ヶ崎市設計違算等に関する事務取扱試行要領第3条の規定に基づき、報告いたします。

1 建設工事等名

2 開札日

3 設計違算等の内容

修正前	修正後

4 設計金額の変更額

名称	修正前	修正後
直接工事費	円	円
共通仮設費	円	円
現場管理費	円	円
一般管理費等	円	円
計（税抜）	円	円
計（税込）	円	円
差額（修正後－修正前）		円
増減比		%

事務担当
担当者名
内 線

（宛先）契約検査課長

課長

入札手続続行依頼書

次の建設工事等について、 年 月 日付けで設計違算等報告書を提出したところですが、茅ヶ崎市設計違算等に関する事務取扱試行要領第 条の規定に基づき、再度設計図書等を確認したところ次のとおり入札手続を続行することができる判断ができますので、入札手続の続行を依頼します。

1 建設工事等名

2 開札日

3 設計違算等の内容

修正前	修正後

4 設計金額の変更額

名称	修正前	修正後
直接工事費	円	円
共通仮設費	円	円
現場管理費	円	円
一般管理費等	円	円
計（税抜）	円	円
計（税込）	円	円
差額（修正後－修正前）		円
増減比		%

5 入札手続続行の判断理由

（ 事務担当
担当者名
内 線 ）

第3号様式（第6条、第8条関係）

年 月 日

（宛先）茅ヶ崎市長

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

辞退届

私は、 年 月 日開札の「 」
について、契約の締結を望みません。
なお、本入札について、一切異議を申し立てません。